

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府堺市西区築港新町一丁5番38
氏 名 DINS関西株式会社
代表取締役 下地 正勝

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する

堺市長 永藤 英機

許可の年月日

令和5年8月4日

許可の有効年月日

令和12年7月21日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類：

燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず
繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず がれき類 ばいじん

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む（以上15種類）

事業の区分：積替え・保管を含む

取り扱う産業廃棄物の種類：

廃プラスチック類 ガラスくず がれき類

※石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く（以上3種類）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え・保管施設設置場所：大阪府堺市西区築港新町四丁2番3、4番4

積替え・保管施設の面積：75 m²

積替え・保管を行う産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 ガラスくず がれき類

※石綿含有産業廃棄物に限り、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く（以上3種類）

積替えのための保管上限：75 m³

積み上げ可能な高さ：屋内保管

3. 許可の条件 余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年7月22日

当初許可

令和5年8月4日

更新許可

令和5年12月4日

書換交付（積替え・保管施設の面積及び保管上限の変更）

令和7年2月27日

書換交付（積替え・保管施設の面積及び保管上限の変更）

令和7年11月12日

書換交付（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え・保管施設の面積、保管上限の変更）

令和8年1月22日

書換交付（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行う場所の変更）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。